

「金融教育公開授業」をオンラインで配信します

当委員会が委嘱している「金融教育研究校」の原村立原中学校では、12月9日（木）に金融広報中央委員会主催の公開授業を開催し、オンラインで配信する予定です。

原中学校では、「20歳になったらこの村で再会して、オリジナルワインで乾杯しよう！」を合言葉に、3年生が学校中庭でのワインブドウ栽培やワインボトルのラベルデザイン作成などの活動を行っています。

ワインづくりを通して働くことの意義を学び、自分の将来や郷土の未来を思い描く子どもたちの姿をぜひご覧ください。

オンライン配信の応募方法等の詳細は、10月頃に当委員会のホームページに掲載します。



日当たりの良い中庭で栽培中の
ワインブドウ



生徒デザインの個性豊かなラベルが並ぶ
オリジナルワイン



皆さまのご参加をお待ちしております

なお、赤穂高校と諏訪実業高校（定時制）でも、当委員会主催の公開授業の開催を予定していましたが、新型コロナウィルス感染症拡大のため、一般公開は行わないこととなりました。ご了承ください。

コラム 信州の風

コロナさえなければ…

長野県金融広報委員会 事務局長（日本銀行長野事務所長） 石川 光治

7月23日～8月8日の17日間にわたって開催された東京2020オリンピックが閉会しました。

連日の厳しい暑さの中で、選手たちの素晴らしい活躍や競技後に互いを称え合う姿が共感を呼びました。また、大会を支えたスタッフ・ボランティアの方々の思いやりあふれる誠実な取り組み姿勢に対する称賛の声や、選手へのとっさの判断によるサポートが金メダルに繋がり、それがまた国際交流に繋がっていくという心温まる話題にも心を動かされました。

ただ、「コロナさえなければ…」と何度も思ったのも事実です。

新型コロナウィルスの影響で、ほとんどの会場が無観客となり、予定されていた関連行事の多くも中止・縮小となりました。各国の事前合宿についても、多くが中止となったほか、ホストタウンとして海外選手を受け入れた自治体においても、選手と住民との交流などは見送られ、離れた場所から練習を見守るのみとなったケースが多かったようです。また、1998年の長野オリンピックから始まった「一校一国運動」についても、今回のオリンピックを機に首都圏の多くの学校で取り組まれたようですが、新型コロナの影響から活動に大きな制約を受けてしまったそうです。

インターネットやSNSにより、世界の国々の歴史、文化、言葉など海外の情報を容易に得られる時代になっていますが、海外のオリンピック選手や代表団とのリアルな交流を通じて、スポーツの楽しさ、素晴らしさのみならず、諸外国との友好親善や相互理解など様々なことを「実体験」できる貴重な機会を逃してしまったことが残念でなりません。コロナさえなければ…。

現在、新型コロナウィルス感染症の第5波が到来し、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象地域が拡大しています。長野県においても、感染の拡大が懸念される状況が続いている。当委員会におきましても、引き続き感染防止対策を十分講じながら、金融教育や金融知識の普及活動に取り組んでまいりますのでよろしくお願い致します。

長野県金融広報委員会

【事務局】 〒380-0936 長野市岡田178-8(日本銀行長野事務所内)
TEL:026-227-1296 FAX:026-223-0128
E-mail:info@nagano-money.com URL:https://nagano-money.com



回覧

みんなで学ぼう！お金の知識

知るほどよ

長野県金融広報委員会

第160号 2021.9

【発行】長野県金融広報委員会事務局

ながの金融広報だより

特殊詐欺の手口と対策を知って、被害を防止しましょう

特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪をいいます。

長野県では、依然として特殊詐欺の被害が増加しており、令和3年1～7月の間の被害件数は95件（前年同期比+24件）、被害額は約1億5,703万円（同+約2,651万円）となっています。

そこで今回、特殊詐欺の手口と対策について、長野県警察本部特殊詐欺抑止対策室にお話を伺いました。

令和3年1～7月 特殊詐欺認知件数・被害額		
特殊詐欺合計	95 件	157,038,234 円
オレオレ詐欺	19 件	38,000,000 円
預貯金詐欺	23 件	20,902,000 円
架空料金請求詐欺	19 件	61,841,020 円
内 還付金詐欺	12 件	10,987,856 円
融資保証金詐欺	1 件	1,977,908 円
金融商品詐欺	0 件	0 円
詐 ギャンブル詐欺	1 件	4,479,000 円
交際あっせん詐欺	1 件	4,105,450 円
その他特殊詐欺	0 件	0 円
キャッシュカード詐欺盗	19 件	14,745,000 円

最近増えています！新しい手口



オレオレ詐欺、還付金詐欺以外にも巧妙な手口が多数存在します。まだあまり認知されていない手口に「預貯金詐欺」、「キャッシュカード詐欺盗」があります。

これらは、警察官や銀行協会職員等を装い、被害者に電話をかけ、口座やキャッシュカードが「不正に利用されている」などの名目で預貯金通帳やキャッシュカードをだまし取る手口で、以下の特徴があります。

預貯金通帳やキャッシュカードを自宅に直接受け取りに来るため

- 犯人からの電話は100%自宅の固定電話にかかる
- 日中自宅にいることが多い70歳以上の女性が被害にあう割合が高くなっています
- 新幹線や中央本線沿いにお住まいの方の被害が増えています（交通の便が良いため）

特殊詐欺被害の防止策

①本人の抵抗力強化…特殊詐欺の手口を知る！過信は禁物！

被害に遭った方の約8割が、「自分は大丈夫」、「見破る自信がある」、「自分には関係ない」と思っていたそうです。過信は禁物です。

②周りが防止…おかしいと感じたら、声をかける！

金融機関職員、コンビニスタッフなどによる声掛けを実施しています。携帯電話を繋いだままATMを操作しているなど様子がおかしい人に気付いたら、周りの職員・スタッフや警察に知らせましょう。

③犯人と物理的に遮断…まずは犯人と話さない！電話対策をしましょう！

在宅時も留守番電話にして、相手を確認してから電話に出ましょう（犯人は音声が残ることを嫌がります）。ナンバーディスプレイ、非通知着信拒否設定の活用、防犯機能付き電話機や対策機器の設置も効果的です。

●困ったら、家族・友人・警察などに相談しましょう。～説明することで詐欺に気付くこともあります～ ●

サイトを見て、手口を知ろう！

長野県警察本部や長野県くらし安全・消費生活課のウェブサイトでは、特殊詐欺被害防止動画を掲載しています。特殊詐欺の手口が分かりやすく紹介されていますので、ぜひご覧ください。



長野県警察本部 くらし安全・消費生活課



悪質商法から高齢者を守る ～周りの人の気づきが被害を防ぎます～

金融広報シニアアドバイザー 小金 玲子氏 (AFP)

多くの高齢者は、お金、健康、孤独の3つの不安を抱えているといわれ、それが悪質業者の恰好のターゲットになっています。

高齢者の被害はその後の生活が立ち行かなくなる程深刻になることもあります。被害に遭わないよう注意することや被害に遭ったら素早く救済することが大切です。

以下では、悪質商法の事例を見てみます。



(事例1) 高利回りの投資話に出資

腰痛に効くという磁気ベルトを買った後、社員に「今後の保険制度の先行きは不透明。健康器具を買ってオーナーになりレンタル契約すれば元本保証で年6%の配当がある。契約して確実に稼ぎましょう」と誘われ老のために積み立てた保険を解約し800万円出資。2回配当はあったが会社は破綻した。(80代)

(解説) 将来の生活に不安を抱く高齢者の心理に付けこむ悪質な手口です。「元本保証で高配当」、「絶対儲かる」などといった金融商品は存在しないことを肝に銘じましょう。

(事例2) 次々に商品を契約

1年前に業者が布団の点検に来訪。布団が湿気ているのでパットが必要と言われ8万円で購入。先日再訪した業者からパットは毎年交換する契約になっていると5年分40万円請求され支払ってしまった。(80代)

(解説) 1度購入したことをきっかけに繰返し商品を売りつける「次々販売」の手口です。契約を勧められたらまずは周りの人相談しましょう。

(事例3) 認知症の父が高額なリフォーム工事を契約

久しぶりに実家へ帰ったところ、認知症の父が屋根・庭等600万円の工事を契約していた。いずれも不要の工事だった。(90代)

(解説) 「無料点検」などと目的を偽って、判断力が衰えた高齢者宅に上がり込み、「工事をしないと危険」などと言って商品やサービスを契約させる「リフォーム工事・点検商法」の被害が後を絶ちません。



■高齢者を被害から守るには■

早期発見、早期対応が大切です。

周りの人が高齢者を見守り、生活のちょっとした異変に気づくことが被害を防ぐ第一歩です。

異変のサインには「業者が出入りしている」「工事が行われている」「大量の商品がある」などがあります。



このような異変に気づいた時はすぐに消費生活センターに相談しましょう。契約後であってもクーリングオフや契約の取消しができる場合があります。

また家族が離れている場合、家族は高齢者と頻繁に連絡を取り変わったことがないか確認しましょう。

18歳で成年に！～かしこい消費者になろう～

金融広報シニアアドバイザー
土屋 公男氏(元長野県上田消費生活センター所長)

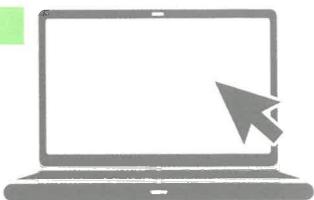


2022年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。つまり18歳の誕生日から大人になるということです。大人(成年)になると、民法で定める「未成年者取消権」が無くなってしまい、トラブル増加が心配されています。

まず契約の基本を知ることで、かしこい消費者になりましょう。

「かしこい消費者」とは？

インターネットで「かしこい消費者」と入力し検索してみましょう。トラブル事例など沢山の情報が表示されます。定義も様々ですが、「消費生活について、正しい知識や基本的な考え方を身につけ、自分の頭で考えて選択・行動し、トラブル時にも適切に対応でき、さらにその行動を通じて社会に貢献できる消費者」などとされています。



これだけは知っておこう！「契約の基礎知識」



- ◆「契約」と「約束」の違いは何でしょうか。一言でいうと、**契約は「法的な約束ごと」**のことです。「法的」というのは、もし、この約束の内容が守られなければ、国(裁判所)の力でこの約束を実現させることができるという意味です。
- ◆契約は口頭でも成立します。口約束も立派な契約です。実行できるかよく考えて契約しましょう。なお、「言った、言わない」等の**トラブル防止のため書面にし**、重要な場合は録画・録音し、ネットの場合はスクリーンショットを活用して、**証拠として保存**しておきましょう。
- ◆**契約するときは**、事情が変わった場合の**変更や、解約についても、必ず確かめておきましょう**。相手が業者の場合、書面に小さな文字で書かれていることが多く、後で、この小さな文字から大きな損失を招くことがあります。
- ◆世の中には、「人をダメす方法を常に研究している」、「お金のためにはなんでもする」人や、悪質な業者と提携している弁護士もいます。**契約や相談の相手を間違えない**ように注意しましょう。

若者に多い消費者トラブル等について

◆消費者トラブルの防止には、事例を知っておくことが役立ちます。事例を紹介します。

キャッチセールス	街の中で声をかけ、商品・サービスを契約させる商法。モデル契約など
アポイントメントセールス	SNSや電話などで「当選しました」などと伝えて呼び出したり、デートを装ったりして高額な契約をさせる商法
マルチ商法	商品などの販売員になって、他の人を販売員になるよう勧誘すれば紹介料が得られるという商法。最近では、暗号資産(仮想通貨)での配当や投資やビジネスによる儲け話などで勧誘する「モノなしマルチ」も増えていて、被害者になると同時に加害者にもなるので要注意。
ネットショッピング	クーリングオフの対象外で、この制度の無条件解約ができないので、解約条件等の事前確認が必要。商品が届かない、偽ブランド等の例もある。

◆**クーリングオフ**等で契約の取消しができる場合もあります。**迷ったり困ったら、すぐ家族や友人、公的機関等に思い切って相談しましょう。**消費者ホットライン**(相談無料188番)**をお勧めします。

いやや!
188 泣き寝入り!と覚えてね

最後に

「お金は最良の召使であるが、最悪の主人である」との言葉があります。お金は自分のライフプラン(生活設計)に合わせて(天引き預金などで)賢く貯めて、(趣味などに)生かして使う。そして、社会にも貢献する「かしこい消費者」として、豊かな人生を過ごしましょう。





太陽光パネルと蓄電池の 新しい補助制度がスタート！

回覧



令和3年度既存住宅エネルギー自立化補助金

太陽光パネルと蓄電池を活用して、自宅で使う電気は自分で作って、使って、ためる。そんな時代がやってきました。エネルギー自立を目指す、県内の既存住宅に対して太陽光パネルと蓄電池の設置を支援する新たな補助制度が始まりました。

再生可能エネルギー
の最大活用！

住宅の
エネルギー自立！

停電時などの
非常用電源として！

**太陽光パネル
+蓄電池** **20万円**

蓄電池のみ
(太陽光パネル設置済みの方) **15万円**

信州の屋根リーラー認定事業者と契約して設置することが必要です



長野県

環境部環境政策課ゼロカーボン推進室

令和3年度既存住宅エネルギー自立化補助金概要

主な要件

- ・県内に居住する既存住宅に対象の設備を設置すること
- ・信州の屋根ソーラー認定事業者との契約により設置すること

募集開始

令和3年7月16日（金）から

（認定事業者との契約は県からの交付決定を受けた後に行ってください。）

令和4年2月28日（月）までに設置工事が終了し、実績報告書の提出が必要です。

主な申請書類

- ・交付申請書
- ・設置前の状況が確認できる写真
- ・県税の未納のない証明書の写し
- ・住民票の写し
- ・「うちエコ診断」（WEB版）の診断結果ほか

申請方法

所管の地域振興局環境担当課まで

持参又は郵送でご提出ください。（メールでの申請は受け付けておりません。）

対象製品

- | | |
|--------|----------------------|
| 太陽光パネル | ・10kW未満の未使用品のもの |
| 蓄電池 | ・4kWh以上の未使用品のもの |
| | ・ZEH化等支援事業の対象製品であるもの |

「信州屋根ソーラーポテンシャルマップ」も併せてご活用ください！



ネット上で屋根の発電量・電気代節約額を簡単にチェック！



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

お問い合わせはお近くの地域振興局又は認定事業者まで

佐久地域振興局	環境・廃棄物対策課	0267(63)3166
上田地域振興局	環境課	0268(25)7134
諒訪地域振興局	環境課	0266(57)2952
上伊那地域振興局	環境・廃棄物対策課	0265(76)6817
南信州地域振興局	環境課	0265(53)0434
木曽地域振興局	総務管理・環境課	0264(25)2234
松本地域振興局	環境・廃棄物対策課	0263(40)1941
北アルプス地域振興局	総務管理・環境課	0261(23)6563
長野地域振興局	環境・廃棄物対策課	026(234)9590
北信地域振興局	環境課	0269(23)0202

信州の屋根ソーラー認定事業者使用欄

※注意事項※

以下のものは補助対象となりませんのでご注意ください!!

- ・グループパワーチョイス（共同購入）で購入したもの
- ・太陽光パネルを単体で設置したもの
- ・交付決定前に認定事業者と契約したもの

その他、制度の詳細は
長野県HPをご確認ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/zerocarbon/jiritsu.html>

既存住宅エネルギー自立化補助金



民法改正 18歳から大人！

2022年4月1日から、
成年年齢は18歳になります。

「契約」って、なんだろう？！

スーパーでの買い物やネットショッピングなど、実は私たちは、毎日の生活中で、様々な契約をしています。契約とは、法律上の約束のことで、「申し込み」に対して相手が「承諾」をしたときに成立します。一度成立した契約は、原則として自分の都合で一方的に解除することはできません。



・契約…特にここに注意!!

- ▶法的な責任が生じます。
- ▶契約が成立すると、お互いに契約の内容を守らなければいけません。
- ▶契約は、お互いに内容を納得していれば、口約束だけでも成立します。
(ただし、社会のルールに反した等の内容の契約は無効です)

知ってましたか？こんなときも、私たちは契約をしています。



契約の内容を守る

お金を支払う方法

物品の購入やサービスを受ける時に必ず行うのが代金の支払いです。では、その代金はどのように支払うのでしょうか？

前払い

プリペイドカード・電子マネーなど

(商品・サービスを受け取る前に代金を支払っておく)

即时払い

現金・デビットカードなど

(商品・サービスと引きかえにその場で払う)

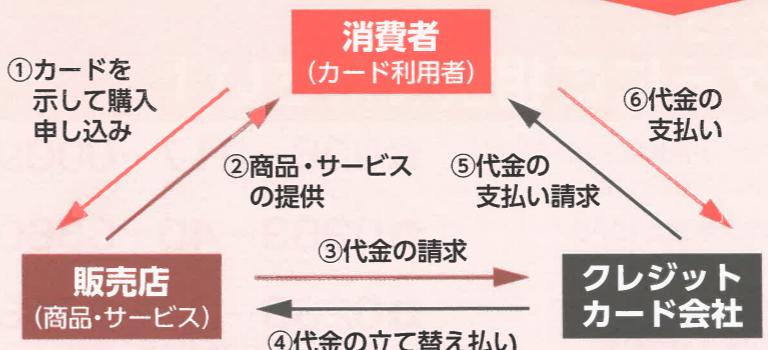
後払い

クレジットカード・ローンなど

(商品・サービスを先に受け取り、期日がきたら代金を払う)

例

クレジットカード払い



クレジットカードは、クレジットカード会社と消費者との信用に基づいた契約により使用できるものです。後で支払いができる便利なサービスですが、カード使用にあたっては、特に次の点に注意しましょう。

ポイント 1

引き落とし日を忘れない！



ポイント 2

必ず裏面に署名をする。



ポイント 3

カードの管理は厳重に！



ポイント 4

こまめに利用明細を確認する。



- ▶使い過ぎて預金口座の残高が不足することのないよう、計画的に利用しましょう。
- ▶支払方法もよく確認しておきましょう。(翌月やボーナス時に一括で支払う「一括払い」のほか、希望回数に応じて支払う「分割払い」などがあります。)

ごみの分別方法の一部変更に関する全町対象説明会は中止とし、動画説明へ変更となります

当初、9月に全町民を対象として開催を予定していた「ごみの分別方法の一部変更に関する説明会」については、新型コロナウィルス感染拡大防止のため、町内施設での説明会は中止とし、動画による説明へと変更します。下に記載の富士見町ホームページURLよりご覧ください。

また主な変更点や変更される内容につきましては、9月1日に各ご家庭に配布された「ダイジェスト版」や「一般家庭のごみ分別のてびき」にも掲載されていますので、そちらもご確認ください。



<説明内容>

1. 諏訪南リサイクルセンターの稼働について
2. 資源物収集と10月からの変更事項
3. 燃えないごみと10月からの変更事項
4. 粗大ごみ収集と10月からの変更事項
5. 町民の方への周知について

動画へのリンク先URL (富士見町ホームページ)
<http://www.town.fujimi.lg.jp/page/gomi02.html>

